

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

### 太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月2日(木) 午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (15名)

農業委員 (8名)

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

3番 山口 秀行

4番 福江 晋

5番 川崎 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 (7名)

池田 信文

木村 覚

蕪竹 敏治

池田 保吉

築 善作

内田 秀敏

松本 広喜

欠席委員 (推進委員4名)

久我 定幸

榊原 照博

中島 政秀

永渕 久留美

#### 4. 議事日程

議案第68号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第70号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

#### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 安人

農地係長 杉本 久美子

主 事 石崎 志朗

#### 6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第18回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員7名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、5番の川崎委員と6番の堤委員さんよろしくをお願いします。</p> <p>さっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第68号1件、議案第69号2件、議案第70号1件となっています。</p> <p>それでは議案第68号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第68号1番と議案第69号農地法第3条の規定による許可申請審議についての番号1番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された山口農業委員及び木村推進委員から調査報告をお願いします。
山口委員	報告いたします。申請人双方と木村推進委員と私と一緒に現地でお会いしました。ずっと賃借人で譲受人の方が水田管理されていて、きれいに切り株だけある状態で本当にきれいに管理されておりました。年齢で83歳という事ですが、まだまだお元気で、大雨で水田の石垣が崩れた時も災害復旧にかからなかったので自分で石を積んで復旧されたみたいで元気な方です。譲渡人の方は経営規模縮小という事で、また、水田も譲受人の家の近くという事で何も問題ないかと思えます。
木村推進委員	水田は元々隣の水田と1枚になっていて、ずっと譲受人の方が作られていて、そこを買うという事ですので問題ないと思えます。
議長	調査報告が終わりました。それでは議案第68号1番について、ご異議ご意見ございませんか。  (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を取ります。議案第68号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。  (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第68号1番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第69号1番について、ご異議ご意見ございませんか。  (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第69号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。  (挙手多数)

議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第69号1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第69号農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは議案第69号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された築推進委員から調査報告をお願いします。</p>
築推進委員	<p>11月28日朝8時に私と秀島会長、譲渡人の叔父にあたります〇〇さんが代理として、それから譲受人の方と4名で一緒に現地に行って説明を聞きました。畑は20年前から譲渡人の叔母さんにあたる方が管理をされておりましたが高齢になられてどなたか作ってくれないかという事で、譲受人の方が耕作をされておりました。今までおじいさん名義だったので、なかなか買うという事が難しかったみたいですが、今回相続登記が終わったという事で、譲受人の方が購入されました。現在、みかん苗が20本ほど植えてあって、昔のみかんの木が4、5本残っている状態でした。以上です。</p>
議長	<p>続いて、私のほうから調査報告をします。先程、築推進委員が言われたとおり、お話をさせていただきました。申請地の周りがほとんど譲受人の畑という中で、高齢で耕作できなくなっていたところを譲受人の方が2年くらい前から作られていたようです。譲受人の方は自分の土地の中にそこだけ残っていたから購入できてよかったという事です。譲渡人の方も、荒れてしまう前に買ってもらえて良かったとの事で、どちらも喜ばれていました。</p> <p>それでは、調査報告が終わりました。議案第69号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。議案第69号2番について、許可相</p>

<p>議長</p>	<p>当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第70号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による使用貸借権設定について、別紙関係人より農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、議案第70号1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された辻農業委員から調査報告をお願いします。</p>
<p>辻委員</p>	<p>事務局から説明がありましたように、使用貸借権の10年が経過したという事で再設定という事でありました。10月28日に私と榊原委員と借り手の方とお話をしました。貸し手の方は高齢でベッドに寝ておられましたが、帰りがけにお声をかけましたら、ありがとうございます、これで間違いないという事で確認を取っております。現地は、20年前貸し手の方が耕作できないとなり、借り手の方が退職されて農業に従事しておられますけれども、管理をお願いしたということでもあります。全面アボカドという事ではありませんでしたが、いろんな落葉果樹、プラム系などをされながら、ほぼ中心的なものはアボカドを定植されて、3年苗という事で来年度には実をなすという事で、しっかりとした青々としたアボカドの木がパイプハウスの中で育成をされておりました。賃借料については、当時から荒らさないように管理をしていただければいいという約束で進んでいるという事で確認をさせていただきました。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。それでは、1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>

議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決を取ります。議案第70号1番について、報告内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。したがって、1番は、原案どおり認められました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならびに協議事項はすべて終了いたしました。この際その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(発言なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして太良町農業委員会第18回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、熱心にご審議いただきありがとうございました。おつかれさまでした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 3 年 1 2 月 2 日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 川 崎 豊 洋

議事録署名者 堤 こずえ